

仕 様 書

1 趣旨

富山県では、一般的に訪日旅行における滞在日数が長く、観光消費額も多い欧米豪市場を新規市場として捉え、なかでも、知的好奇心や探求心が高く、自身の知識を深め、インスピレーションを重視する傾向にある高付加価値旅行者の誘客を積極的に進めていくこととしている。

令和7年度において、アメリカからの更なる誘客を促進するため、現地旅行事業者やメディアに対する富山県のセールス活動及び最新情報の提供を行うとともに、県内への招聘を通じて、アメリカ市場における富山県の認知度や関心を高め、より一層の誘客を図っていく。

2 委託業務名

アメリカからの観光誘客促進事業業務

3 対象地域

アメリカ

4 委託業務の期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

(1) 海外レップ設置

アメリカの現地旅行事業者やメディアに対する富山県のセールス活動や最新情報の提供を行うための海外レップを以下の通り設置すること

① 設置国・地域

- ・アメリカ全域とする。
- ・提案に際して、セールス活動において、得意とするアメリカ国内の地域があれば示すこと。特にニューヨークを中心とした東海岸、ロサンゼルスを中心とした西海岸でのセールス活動の可能性について示すこと

② 現地旅行事業者へのセールス活動及び連絡調整

- ・現地旅行事業者に対するセールス活動を実施し、富山県の観光情報の発信を行い富山県への旅行商品の造成や送客を促すこと
- ・現地での活動量（セールス可能数やその手法、想定する旅行事業者等）を提案すること
- ・訪日旅行商品や旅行業界のトレンド等に関する情報収集を行うこと
- ・本県への送客に意欲的又は有力な旅行事業者のリストを作成すること

③ 現地メディアへの情報発信及び連絡調整

- ・現地メディアに対し、メディア露出のための情報発信を行い、現地での記事掲載に向けた働きかけを行うこと
- ・現地での活動量（セールス可能数やその手法、想定するメディア等）を提案すること
- ・現地メディアからの資料提供依頼や問合せ等へ対応すること
- ・富山県の観光資源の魅力を伝える上で有力なメディアのリストを作成すること
- ・SNS 等も活用して効果的な情報発信に努めること

④ 現地市場の情報収集

- ・訪日旅行の見通しや旅行業界の動向等について、現地の新聞・雑誌・インターネット記事等も含め情報収集を行うこと

⑤ その他

- ・富山県が現地でイベントを行う際には協力すること。支払いは別途行うものとする。

(2) アメリカからの旅行事業者・メディア招聘（ファムトリップ）

アメリカの旅行事業者及びメディアを対象としたファムトリップを実施すること

① 対象者

- ・アメリカの旅行事業者及びメディアを対象とする（被招聘者が海外在住であるか、日本在住であるかは問わない）。
- ・ファムトリップの富山滞在日数は問わないが、富山県内での宿泊を伴う行程とすること
- ・選定する被招聘者について、事前に候補を富山県と協議すること
- ・被招聘者の選定後は、被招聘者と事前の連絡調整を行うこと

② 実施回数

- ・ファムトリップは3回以上実施すること。なお、提案に際して、実施可能なファムトリップの回数及びターゲットとする旅行事業者又はメディアを示すこと

③ 富山滞在に係る手配

- ・被招聘者の富山県までの移動手段、富山滞在中の移動手段、訪問先や体験、食事、宿泊場所のほか、必要に応じ Wi-Fi ルーター手配等を行うこと
- ・ファムトリップには、通訳や旅程管理を行うことのできる者が同行すること
- ・被招聘者が海外在住の場合、必要に応じ、日本への渡航に係る査証発行手続を行うとともに、国内の受入責任者として書類作成や支援を行うこと

④ 招聘後のフォローアップ

- ・被招聘者のファムトリップに対する意見、ファムトリップ終了後のメディア掲載や旅行の取り扱い状況について、結果をフォローアップし報告すること

(3) アメリカ市場に向けた観光素材の洗い出しとモデルルート考案

- ・富山県内の観光素材について、アメリカからの旅行者、中でも高付加価値旅行者

の興味、関心を引く観光素材や訴求できるポイントについて洗い出すこと。観光素材は歴史、伝統、文化、食、宿泊、自然などの視点から、アメリカ市場に訴求できるものを選び、上記（１）、（２）の業務に活用すること

- ・選んだ観光素材を元に、モデルルートを複数考案すること。モデルルートは、今後、旅行事業者やメディアに対して紹介することで、アメリカから富山への旅行商品の造成につながるような具体的な内容とし、英語で作成すること
- ・観光素材の選定やモデルルート考案にあたっては、関係する県内観光事業者の同意を得て行うこと。また、アメリカ市場に向けての効果的な発信方法や受入れ体制について、必要に応じ各県内観光事業者の取組みを支援すること
- ・選んだ観光素材やモデルルートの成果品は電子媒体で納入すること

（４）業務の報告等

- ・実施した活動内容（現地旅行事業者、メディアへのセールス活動記録、現地市場の情報収集や分析等）を報告書としてまとめ、７月、１０月、１月に報告すること。メディアへの露出についてはコピーを添付すること
- ・年度末に年間の活動実績のほか、今後の誘客に資する提案も含めた実績報告書を提出すること
- ・富山県と事業の進捗についてのミーティングを２か月ごとに行うこと
- ・富山県から問い合わせがあった場合、都度、活動状況を報告すること

（５）その他誘客に向けた活動

- ・委託金額の上限内で実施可能な、富山県への誘客に向けたその他の活動（旅行事業者を対象としたレクチャー、ニュースレター配信、現地商談会やイベントでのPR等）が可能であれば、その内容について提案に含めること

（６）その他

- ・現地での活動にあたっては、必要に応じて日本語の資料等を英語等に翻訳したうえでセールス活動に活かすこと
- ・本業務に関連する範囲で、富山県への誘客の促進に資するサポートを行うこと
- ・富山県との連絡調整は日本語で行うこと

６ 成果品の納入

委託業務完了時には、下記に掲げるものを県へ提出すること

- ・業務完了報告書（紙媒体１部、電子媒体１部）
- ・その他富山県が必要と認めた資料等（紙媒体１部、電子媒体１部）

７ その他

- （１）本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- （２）本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと

- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、富山県に帰属するものとする。
- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 受託内容に疑義が生じた場合は、その都度富山県と協議の上、その指示に従って進めること
- (7) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。
- (8) 本事業は、国の交付金を活用した事業であることから、会計検査等の対象となるので、必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合がある。